

平成 31 年度青森県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画

平成 31 年 3 月 15 日決定

青森県のポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の処理を確実にかつ適正に処理するため、「青森県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（平成 29 年 10 月変更）」（以下「処理計画」という。）第 3 章第 2 節（3）に基づき、次のとおり、平成 31 年度青森県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画を定めます。

1 処理対象 PCB 廃棄物（高濃度 PCB 廃棄物）

北海道事業においては、次の高濃度 PCB 廃棄物を処理します。

【当初施設処理対象物】

項目	内容	処分期限
変圧器類	PCBを使用した高圧変圧器、低圧変圧器、リアクトル、計器用変成器、放電コイル及び整流器等で3kg以上のもの	平成 34 年 3 月 31 日 (2022 年)
コンデンサー類	PCBを使用した高圧コンデンサー、低圧コンデンサー及びサージアブソーバーで3kg以上のもの	
PCB油類	廃PCB及びPCBを含む油	

【増設施設処理対象物】

項目	内容	処分期限
安定器及び汚染物等	PCBを使用した照明器具用安定器、3kg未満の小型電気機器、感圧複写紙、ウエス、汚泥、その他汚染物	平成 35 年 3 月 31 日 (2023 年)

2 処理期間

(1) 当初施設処理対象物

ア 搬入期間

定期修理期間を除く期間に、保管事業者及び所有事業者の理解のもと、計画的かつ効率的な処理を進めるものとします。

イ 搬入量

平成 31 年度の搬入量は、当該年度に提出された PCB 特別措置法に基づく保管及び処分状況等届出書において、高濃度 PCB 廃棄物として記載された全ての変圧器類、コンデンサー類及び PCB 油類とします。

(2) 増設施設処理対象物

ア 搬入期間

定期修理期間を除く期間に、保管事業者及び所有事業者の理解のもと、計画的かつ効率的な処理を進めるものとします。

J E S C Oは、計画的かつ効率的な処分を行うため、処理に当たって、多量保管事業者（P C B汚染物等を1.5 t以上保管する事業者）をベースロードとして取り扱うものとします。

イ 搬入量

平成31年度の搬入量は、当該年度に提出されたP C B特別措置法に基づく保管及び処分状況等届出書において、高濃度P C B廃棄物として記載された全ての安定器及び汚染物等とします。

3 確実かつ適正な処理を促進するための方策

P C B廃棄物の確実かつ適正な処理については、処理計画及び指導等方針に定めるもののほか、次のとおり取扱うものとします。

(1) P C B廃棄物処理に関する普及啓発の実施

県は、期限内の処理と処理施設の安全で効率的な輸送が行われるよう、保管事業者等に対して処理の必要性や計画的な使用の中止などについて必要な情報の提供に努めます。

(2) P C B廃棄物の処分期間中における確実な処理の推進

県は、処分期間中における確実な処理を推進するため、以下の取組を行うこととします。

- ① P C B使用安定器の使用の有無について、昭和59年以前に開設された事業者であって、昭和52年3月以前に建築又は改築された建物の所有者を対象に、外部委託によりアンケート調査を実施します。
- ② 安定器や塗膜、X線機器等へのP C B使用の実態を調査するとともに、P C B専門員の配置による立入検査の強化や広報活動を実施し、期限内処分に向けた取組を加速させます。

(3) 中小企業者等が保管するP C B廃棄物の処理の促進

中小企業者等が保管するP C B廃棄物（以下「中小企業者保管P C B廃棄物」という。）の早期処分に向け、県は、J E S C Oとの十分な連絡調整等を通じて、以下の取組に対する協力をを行うこととします。

- ① 中小助成件数（台数）の増加、契約の加速化
- ② 中小企業者保管P C B廃棄物の受入れ枠の確保及び拡充
- ③ 収集運搬体制の円滑化の取組の実施
- ④ 中期的な処理の加速化を見据えた登録の促進

(4) その他

上記の他、P C B廃棄物の処理に当たり必要な事項については、広域協議会等において協議、調整して定めるものとします。